



令和6年度

定期監査結果報告書

(財務監査・行政監査・財政援助団体監査)

令和7年4月7日

人吉市監査委員 井上 祐太

人吉市監査委員 豊永 貞夫

目 次

1 定期監査報告

(財務監査)

I	監査の基準	1
II	監査の種類	1
III	監査の対象	1
IV	監査の着眼点	1
V	監査の実施内容	1
VI	監査の結果	2～3
	※資料	
	令和6年度定期監査日程	4
	財務監査の基本項目	5

2 行政監査報告

(学校における情報端末の管理等について)

第1	監査の概要	6
第2	学校における情報端末等の活用推進の背景	7
第3	監査の結果	7～14
第4	監査委員の意見	15

3 財政援助団体監査報告 16

1 定期監査報告

I 監査の基準

この監査は、人吉市監査委員監査基準（令和元出人吉市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

II 監査の種類

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査（財務監査）

III 監査の対象

総務部 復興政策部 市民部 健康福祉部 経済部 復興建設部 教育部 水道局
農業委員会事務局 議会事務局 会計課 監査委員事務局 藍田財産区

IV 監査の着眼点

事務事業の執行に当たっては、市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているかの三点に着目した。

また、事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか、組織は簡素で、かつ、合理的なものとなっているか、部局間の連携、整合性、統合性がとれ、公平性、公正性の確保にも配慮した監査とした。

- ① 正確性：財務関係書類等の正確性の検証
- ② 適法性：法令、規則に応じた事務処理がされているか
- ③ 計画性：予算の執行は計画的に行われているか
- ④ 調達（契約）の方法などが適正か
- ⑤ 効率性：事業運営が費用・労務を最小限とする手法か
- ⑥ 有効性：事業運営の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果をあげているか

V 監査の実施内容

財務に関する事務事業の執行が法令等に従って適正に行われているかについて、経済性、効率性、有効性の観点から、監査対象より提出された関係書類等の調査、確認、突合、担当者への聴取等の方法により監査を行った。

期日 令和6年12月1日から令和7年3月13日まで（詳細日程P4参照）

範囲 監査実施月 12月…令和6年4月～令和6年10月までの事務事業等
1月…令和6年4月～令和6年11月までの事務事業等
2月…令和6年4月～令和6年12月までの事務事業等
3月…令和6年4月～令和7年1月までの事務事業等

場所 監査委員事務局

VI 監査の結果

イ、総括事項

監査の結果は、概ね適正に執行されているものと認めたが、一部適性を欠くものが見受けられたので、担当者交え、事務改善のための協議を行った。また、監査手法の見直しにより、相対による改善協議を行ったことから、特段措置を求めるべき重大事項はなかったことも併せて報告する。なお、各課の監査結果の個別事項については、下記のとおりである。

ロ、共通事項

(1) 収入関係

- ➡収入調定に際しては、概ね良好であったが、基準日の取り違い、押印漏れ、決裁日漏れ、納期限不順守、根拠資料の添付漏れなどが複数の課において見られた。
- ➡収入現金の管理については、市金庫への入金遅れ、消込み忘れ、税外収納簿への未記載など、また、未収金への対応については、概ね良好であったが、引き続き、全庁的な取り組みを心掛けられたい。

(2) 支出関係

- ➡支出負担行為書の会計課審査が遅れているケース、見積書1者徴取の根拠の記載漏れ、決裁区分の誤りなどが複数の課において見られた。

(3) 契約関係

- ➡契約書の条文中に再委託禁止項目が入っていないものが複数見られた。平成30年度定期監査において、重要指摘事項として改善を求めていることに鑑み、改めて、その徹底を図られたい。
- ➡その他、1者見積の根拠理由未記載、随意契約の根拠法令取り違い、入札執行者の職位間違い、不適切な修正処理など、基本的なミスが複数の課において見られた。

(4) 任意補助金関係

- ➡補助金実績報告書において、翌年度繰越金（R5➡R6）が当該年度補助金支出以上報告されている団体（教育部所管）が複数あった。これは効率・効果的な補助金制度の観点から不適切と思われることから、財政当局と連携の下、補助金等基本条例第4条に基づく補助金等の見直しを含めた対応を急がれたい。

(5) その他

- ➡備品管理については、令和6年度中に抜本的な見直し作業中であることから監査未実施とした。また、公文書管理については、誤字、決裁印漏れ、日付漏れなど、更に出張命令書の取り消し、ETCカード使用の取り扱いに際し、不適切な事務処理などが複数の課において見られた。

ハ、個別事項

(1) 総務部 復興政策部 市民部 会計課 議会事務局 監査委員事務局

特になし

(2) 健康福祉部

➡福祉課において、生活保護費返還金等の未収対策については、催告状発送や対面の指導を実施しており、今後も適切な債権管理（適正な徴収事務等）及び生保業務（適正な支給決定事務、保護世帯への援助・指導）に努められたい。

➡自立支援給付費返還金 2,380,826 円については、平成30年度定期監査において、今後の進め方を含め要検討とした。県が認定した不正請求額分については入金を確認したが、残りの過誤調整額については未納となっている。また、代表者死亡により今後の対応については、市顧問弁護士に相談・検討中と報告を受けており引き続き推移を見守ることとする。

(3) 経済部 農業委員会事務局 藍田財産区

特になし

(4) 復興建設部 教育部 水道局

特になし

二、その他**■国内出張に伴うインターネット取引きについて**

国内への出張手続き、旅費の請求において、インターネット取引きを利用するときは、「人吉市職員等の旅費に関する条例」に従った手続きを行うものとする。なお、以下のことについて、特に慎重を期するよう心得たい。

- ① 標記の行為について、所属課長の事前了承をとっておく。
- ② 同一行程の出張に際し、旅費の支払に誤差が生じないように配慮する。
- ③ パック旅行商品については、最も経済的な通常の経路により計算した額（日当及びパック商品に含まれない車賃等を除く）と当該パック料金（食卓料相当額を含む。）を比べて、当該パック料金の方が安価な場合のみ利用することができるものとする。

■そのほか、事務処理の標準化のため、契約規則及び契約マニュアルの点検、再委託マニュアル及び債権管理マニュアルの作成、物品管理のあり方などを検討する必要があると考える。さらに押印省略の徹底など、従来の固定観念を排除し、法令順守の上で、現実的な見直しを行う必要があると考える。市民の利便性向上に努めることは言うまでもなく、併せて本市職員の事務負担軽減を図ることは急務である。

財務監査の基本項目

区分	基本項目	主な着眼事項
1 前年度監査結果に対する措置状況	改正事項の取り組み	・前年度定期監査又は決算審査で是正又は検討を求めた事項は是正又は検討をしているか
2 収入事務	収入調定	・調定事務の流れ又は調定漏れはないか ・調定金額は適正か
	収納現金の管理	・現金出納簿への記帳は適正か ・金融機関への払込みは適正か
	未収金への対応	・未収金に対する対応策は適切か
3 支払事務	負担行為の時期	・支出負担行為の時期は適正か
	支払の時期	・支払時期は適正か
	前渡資金の管理	・前渡資金の管理は適正か
	検認、検査	・検認、検査を行っているか
4 契約事務	随意契約の根拠	・随意契約の理由は適正か
	予定価格の設定	・予定価格の設定等は適切か
	契約書（請負を含む。以下、同じ。）の作成	・契約書の作成は適正か ・契約書に必要な事項を記載しているか ・契約書に仕様書等を添付しているか
	契約書に定めた書類の提出	・契約書に定めた書類等の提出は適正か
5 工事の施工に関する事務	工事の施工管理	・設計及び積算は妥当か ・設計変更（内容、理由、時期等）は適正か ・施工監督（安全性、確認試験等）は適切か
6 業務委託等に関する事務（工事等に関するものを除く）	業務委託の監督、検査及び成果物の受領	・委託の内容は適切か。その効果の確認を行っているか ・委託内容の履行確認は適正に行われているか ・契約等に反し、業務委託の全部を再委託しているものはないか ・監督と検査は同一の者でないか ・委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか
7 補助金の交付に関する事務	要項の制定（原則として市長部局が制定）	・要項に必要な項目は制定されているか
	交付決定の時期	・要項、規程に沿った事務処理となっているか
	事業実績報告書の提出及び検査	・補助事業の実績は交付目的に適合しているか ・補助額は適正か ・事業実績報告書が提出されているか
8 財産・物品等管理事務	物品の管理	・郵便切手類等の管理は適正か ・台帳等の整理は適正か
9 給与・旅費支給事務	旅費の調整	・別途旅費支給との調整を行っているか
	時間外等勤務手当の支給	・時間外等勤務手当の支給は適正か
10 その他	公文書の作成	・公文書の作成は適正か
	服務管理	・休暇の承認は適正か
	自家用車の登録	・自家用車登録の承認をしているか
	出張命令の作成	・出張命令は適正に作成されているか

2 行政監査報告

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び人吉市監査委員監査基準第2条第1項第2号に基づく行政監査

2 監査のテーマと目的

(1) 監査のテーマ

学校における情報端末の管理等について

(2) 目的

本市は、国が推進する「G I G A¹スクール構想」実現に向け、令和3年度までに市内各小中学校（小学校3年生以上）に1人1台の情報端末の整備を行っている。情報端末の活用開始から3年が経過し、I C T教育の推進に向けて情報端末がさらに校外でも積極的に活用され、児童・生徒の情報活用能力及び情報モラルなどの向上につながっていくことが期待されている。今回は、導入直後令和3年度に実施した西瀬小学校の行政監査の課題を検証するとともに、どのように改善されたかについて行政監査を行うもの。

3 監査の期間

令和7年2月14日（金）～18日（水）

4 監査の対象

人吉市教育委員会 教育部学校教育課

5 監査の実施方法

令和3年度に実施した行政監査において課題となっていた項目等や「G I G Aスクール構想本格運用時チェックリスト」を参考に担当課へ聞き取りを行い、その後、市内小学校1校（大畑小学校）に出向き、情報端末の保管状況、授業中の使用状況、通信環境等の確認を行った。

6 監査の着眼点

(1) 運用・管理 (2) セキュリティ (3) 現状と課題

7 参考資料等

- ・「G I G Aスクール構想の下で整備された学校における1人1台端末等のI C T環境の活用に関する方針について（通知）」（令和4年3月3日付け 文部科学省初等中等教育局長）
- ・「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和6年1月改訂・文部科学省）
- ・人吉市学校情報セキュリティポリシー

¹ G I G Aとは…Global and Innovation Gateway for Allの略。

第2 学校における情報端末等の活用推進の背景

政府が策定する10年先を見通した5年間の科学技術の振興に関する総合的な計画「第5期科学技術基本計画」の1つの柱である「未来の産業創造と社会変革」に、「自ら大きな変化を起こし、大変革時代を先導していくため、非連続なイノベーションを生み出す研究開発と、新しい価値やサービスが次々と創出される『超スマート社会』²を世界に先駆けて実現するための仕組み作りを強化する」と明記されている。この『超スマート社会』の実現には、今後更に発展していくことが見込まれているICTを最大限に活用することが重要であるとされている。

このことから、令和元年6月に「学校教育の情報化の推進に関する法律」が公布、施行され、同年12月、文部科学省は「GIGAスクール構想」を発表した。この構想は、児童・生徒の「1人1台端末」及び「高速大容量の通信環境」を一体的に整備し、社会のあらゆる場所でスタンダードなものとなっているICTを学校教育においてもスタンダードなものとし、「情報を活用する能力」により新しい時代を生き抜く力を育む教育改革のことである。

第3 監査の結果

監査の着眼点を基に、担当課へ聞き取りを行い、その後、市内小学校1校（大畑小学校）への現地確認を行った。本市の整備状況及び各着眼点に基づく現状と課題は次のとおりである。

1 学校における情報端末等の整備状況

(1) 情報端末の整備状況

本市においては、令和2年度から令和3年度にかけて、国の「GIGAスクール構想の実現」に関する補助事業等を活用し、タブレット端末については小学校3年生以上の児童・生徒用の1人1台と教師用を整備し、電子黒板については既存の一部更新と不足分を合わせて整備を行っている。

令和6年度は、小学校1・2年生のタブレット端末が整備される予定で、全ての児童・生徒へ配備されることになる。また、電子黒板については、特別支援学級への整備も完了し全ての学級で配備されている。

小学校3年生以上のタブレット端末は整備から4年が経過し、更新の時期を迎えている。令和7年度に機器更新が計画されており、今回は「熊本県公立学校情報機器整備事業補助金」を活用し端末を購入することとなっている。次期の更新は、令和11年度に小学校1・2年生のタブレット端末が行われる予定であり、また、電子黒板の更新も考えられる。県補助金が次期更新において活用できるかは不確定であることから、人吉市教育振興基金への計画的な積立てやその他の補助金等の活用など財源の確保が重要である。

また、授業や家庭での情報端末等を活用した学習が増加することを考慮し、更新にあたっては、児童・生徒の健康に配慮した身体等に影響の少ない情報機器の選択も必要と考える。

² 「超スマート社会」とは…Society5.0とも言われ、狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く新たな社会を指すもの。国においては、ICTを最大限に活用し、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)とを融合させたシステムにより、経済発展と社会問題の解決を両立する、人間中心の社会として「Society5.0」の実現を目指しています。〔『人吉市スマートシティ推進計画』参照〕

○学習者用タブレット端末の整備状況

令和7年3月現在

	児童・生徒数	小学3年生以上	既整備数	R6年度整備数	合計	整備率
人吉東小	418	275	315	143	458	109.57%
人吉西小	245	173	180	72	252	102.86%
東間小	300	204	203	96	299	99.67%
大畑小	56	39	46	17	63	112.50%
西瀬小	160	110	126	50	176	110.00%
中原小	294	192	219	102	321	109.18%
第一中	377	377	400	—	400	106.10%
第二中	402	402	420	—	420	104.48%
第三中	29	29	31	—	31	106.90%
予備機			7	72	79	—
合計	2,281	1,801	1,947	552	2,499	106.09%
購入金額 (円)			108,069,500	32,027,380	140,096,880	

- 1 「児童・生徒数」は『学級数児童生徒数調(令和6年5月1日時点)』によるもの
- 2 「既整備数」は、毎年度末に教育委員会から各学校へ実施される台数調査によるもの
数値はR5年度末(R6.3月末)時点の台数
- 3 「既整備数」の購入金額には、教職員用端末分も含まれている
- 4 「R6年度整備数」の購入金額には、保管庫購入も含まれている

(2) デジタル教科書の導入状況

デジタル教科書とは、「指導者用」と「学習者用」があり、「学習者用」は紙の教科書内容の全部をそのまま記録した電磁的記録教材であり、「指導者用」は、電子黒板に投影ができ、アニメーションなどを活用し分かりやすく説明することができるものである。「学習者用」は、拡大縮小、強調表示、音声読上げなどの機能を活用することが可能であり、児童・生徒の学びをサポートするように作成されている。

本市の場合、「指導者用」については導入済みであり、令和3年度には未導入であった「学習者用」については、令和4年度に英語が小学校5年生から中学校3年生までの児童・生徒に導入されており、令和5年度には算数と数学が一部の学校で導入されていた。

< 参考 >

◎ 小学校1・2年生用に整備した保管庫（端末は3月までに整備予定）



◎ 新小学校3年生に配られる持ち帰り用のバック



〈 参考 〉

◎大畑小学校の授業風景



令和6年度に導入した「ロイロノート・スクール」を活用し、児童がタブレット端末に入力した内容が電子黒板に投影されている。



教室の照明や室外の明るさによって、電子黒板の陰影が薄く感じられた。(プロジェクターでスクリーンに投影するタイプ)

2 管理・運用

(1) タブレット端末の持ち帰りの実施状況及びルールについて

令和3年度では未実施であったタブレット端末の持ち帰りについては、全小中学校で実施されており、実施学年や頻度は各学校で判断されている。視察を行った大畑小学校では、基本週1回の持ち帰りが実施されていた。

また、持ち帰りが実施されることに伴うルールの作成については、教育委員会が作成したひな型を基に、各学校の実情に合わせたルールを作成しているということであった。

(2) 家庭でのインターネットへの接続について

家庭における通信環境の整備状況については、令和5年度に人吉市立教育研究所情報教育部会で実態調査が行われ、調査の結果、全体では約94%の家庭でインターネット回線やスマートフォンのデザリングなど通信環境があったが、地域別で差があり、大畑校区では70%程度であることが分かった。そのため、学校において学習支援ソフトをダウンロードし、家庭ではインターネット接続が不要なオフライン学習が行われていた。中にはタブレット端末を利用して家庭でオンライン学習を行っている児童・生徒もいるようである。

現在は家庭でタブレット端末を活用したオンライン学習は行われていないが、今後、実施する場合には、通信環境を持たない家庭への対応や代替の学習方法など財政的支援を含めた対策が課題となってくる。

(3) インターネット利用に伴うトラブルについて

これまで、インターネット利用によるトラブルは発生していないということであった。児童・生徒用のタブレット端末には、校内外で使用可能なフィルタリングソフトを導入しており、有害サイト等にはアクセスできないよう設定されている。また、ICT支援員が各学校を訪問した際に利用状況を確認することで早期発見・対応が可能となっており、大きなトラブルとなる前に対策を取っているということであった。

また、保護者等に対しては、市PTA連絡協議会と教育委員会が共同作成した『人吉市「ネットトラブルから子どもを守る宣言」』を全家庭に配布し、家庭におけるルール作りなど情報モラル³の啓発を行っているということであった。

ICTの発展により児童・生徒にとってインターネットの利用はより身近なものとなってくることから、児童・生徒のみならず保護者などを対象とした情報モラル教育を充実させていくことが重要となってくると考える。大畑小学校では、家庭教育学級を活用して情報モラル教育に関する研修会等を考えられていた。

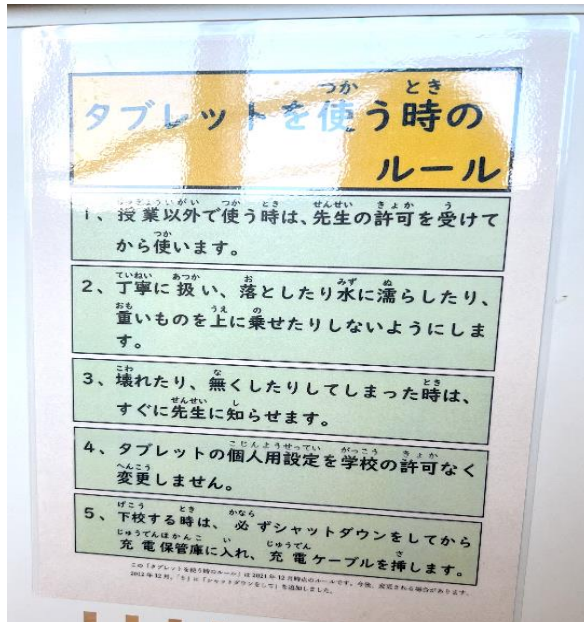
(4) タブレット端末の管理体制

タブレット端末については、業者が児童・生徒それぞれの端末番号、シリアル番号などを管理・整理し、教育委員会、学校と共有管理されている。また、各年度末には教育委員会から各学校にタブレット端末等の台数調査を実施し、余剰端末については不足している学校へ配備するなど調整が行われていた。

学校における情報端末の管理方法は学校ごとに行われており、視察した大畑小学校では、授業以外の時間に使用する場合には担任の先生に許可を取ったうえで使用することができるようになっていた。

³ 情報モラル…情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度（学習指導要領より）

◎ 第三中学校に貼りだされている使用時のルール



(5) 持ち帰り時の故障・破損の責任の明確化、紛失・盗難等の対応

タブレット端末の使用については、端末配付時に保護者と児童生徒連名の「同意書」を学校へ提出してもらっている。「同意書」には、基本的な使用について、故障等が発生した場合の報告義務や故意による破損等の場合には家庭が補償責任を負うことが明記されていた。ただ、これまでに故意による破損等は発生していない。

なお、タブレット端末が故障した際には予備端末で対応しており、修繕については年に数件発生しているが、外の自治体に比べ件数は少ないということであった。ただ、令和7年度からは小学校1・2年生も授業でタブレット端末が使用されることになっており、取扱いについての注意事項を理解してもらうことや突発的な破損などが考えられ、その対応や修繕等に係る予算の確保が必要になるとと思われる。

また、紛失や盗難はこれまで発生していないが、万が一紛失等が判明した場合は、学校から教育委員会へ報告し、即座に保守管理業者によって該当端末のアクセス権限を停止し、使用できないよう対策を講じる体制がとられていた。

(6) 教育委員会と学校との連携

情報端末等の整備等について協議検討を行ってきた「人吉市立教育研究所情報教育部会」（学校長・代表1人、各小・中学校の情報担当教員、教育委員会事務局職員で構成）が、整備等について一定の目的を達成したとして、令和6年度から学力向上部会へ統合され、現在は情報教育に関する専門部会は設置されていない状況である。

連携体制としては、毎月開催される校長会や教頭会議を通じて情報共有を行い、熊本県からの情報教育に関する通知などは遅滞なく各学校へ通知しているということであった。

しかしながら、人吉市総合計画や第4次人吉市教育振興基本計画において、「ICT教育の推進」がうたわれており、今後さらにICTの利活用を着実に進めていくためには、教育委員会と各学校の連携体制は重要であることから情報教育に関する専門部会の早期設置が必要であると思われる。このことに関しては、担当課でも必要性を感じており、令和7年度以降に検討を行っていくということであった。

3 セキュリティ

(1) 学校における通信環境

本市では、学校の通信環境については整備当初からセンター集約型を取っている。授業での使用時などでは現状支障もないことから、政府が目指す『ローカルブレイクアウト』⁴は学校ごとにセキュリティ対策が必要となるため、経費面からも検討は行われていない。

(2) セキュリティポリシー及び個人情報の取扱い

本市では「人吉市学校情報セキュリティポリシー」が制定されているが、国が策定している「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の令和6年1月の改訂内容については反映されていなかった。担当課においても、現状にそぐわない点があることを把握しており、国の改訂内容も含めて令和7年度以降に改正に取り組む予定であるということであった。

個人情報の取扱いについてであるが、教職員が使用するパソコンについては記憶装置を持たないシンクライアント端末を使用しており、データを取り出す場合は、各学校に1台ずつ設置された専用端末でのみ可能となっている。

なお、導入している学習支援ソフト等においては、提供元の民間事業者による個人情報の取扱いは行われていなかった。

個人情報の流出は、外部からの不正アクセス等が要因となる場合のほかには人的ミスが要因となる場合もあることから、児童・生徒や教職員への研修や注意喚起など継続して行っていく必要があると思われる。

(3) セキュリティ対策

セキュリティ対策としては、タブレット端末等のOSを最新の状態に保ち、各端末へのセキュリティ対策ソフトの導入と併せて保守管理業務事業者による常時監視が行われている。そのため、外部からの不正アクセスやサイバー攻撃があれば、迅速に対応できる体制が築かれていることが確認できた。また、児童・生徒と教職員のネットワークは分離されているため、児童・生徒から教職員のネットワークへアクセスすることはできないようになっている。

4 現状と課題

(1) 情報教育に関する学校教職員のITリテラシー

情報教育を推進していく上では、学校教職員のITリテラシーを高めていくことが必要となってくる。本市においては、各学校を訪問するICT支援員による校内研修をはじめ、情報教育担当者や管理職等の研修を実施し、その内容をほかの教職員と情報共有されているということであった。

また、学習支援システム等の操作方法等などが分からない場合には、直接ICT支援員に問合せる体制もできており、ICT支援員がMicrosoft Teamsに設けた教職員との情報教育等に関する情報共有の場で、相互に質問・回答など意見交換が行われているとのことであった。

担当課としては、既に導入している校務支援システムの機能を拡張することで情報共有の場を設けシステムの統一化ができないか検討されていた。

導入から3年経過し、学校視察で授業中の活用状況を見るにITリテラシーは高まっていると感じられた。引き続き研修等の実施は必須であるが、教職員が相互に意見交換等が

⁴ ローカルブレイクアウト…各学校から特定の通信に関して直接インターネットへのアクセスできる方式

できる場があることによってさらに I T リテラシーが高まっていくのではないかと思われる。

(2) 教材やカリキュラム整備

本市で導入しているソフト等は、下記の表のとおりである。新たなソフト等の導入については、現在検討されていない。今後、I C T 教育を推進するためのカリキュラムの整備や教材の導入については、他自治体の状況や本市の実情に応じた検討を進めていくとのことであった。

このことに関しても、実際に授業を行う教職員の意見等を集約できる専門部会を設置し、協議、検討を行っていくことが望ましいと考える。

<学習関連のソフトやアプリ一覧>

インストール一覧	
1	Adobe Acrobat Reader DC
2	Google Chrome
3	Microsoft Edge
4	Microsoft 365 Apps for enterprise
5	Microsoft OneDrive
6	Microsoft Teams
7	QRコードスキャン
8	まなびポケット
9	YouTube
10	Epson iProjection
11	ロイロノート・スクール
12	ラインズeライブラリアドバンス
13	マイアセス

(3) ヘルプデスクの設置と I C T 支援員の配置

本市においては、I C T 支援員がヘルプデスクの役割を担っており、先にも記述したように、学校訪問の際や直接の問合せにおいて情報端末等の操作方法やトラブルへの対応ができる体制がとられていた。

I C T 支援員は令和5年度に1名から2名へ増員配置されているが、国の水準では I C T 支援員は4校につき1名の配置となっており、授業支援などの通常業務や端末等の年次更新などの臨時的業務において、現状では足りていないとのことであった。

I C T 支援員からは、先に述べた情報共有の場の設置や端末等の年次更新作業の見直しによる効率化など業務改善についての提案などもなされており、本市の I C T 活用において重要な役割を担っていると思われる。

令和7年度からは小学校1・2年生もタブレット端末による授業が始まり、より一層支援体制の充実を図る必要があり、市として I C T 教育を推進していくためにも適切な配置について検討すべきではないかと考える。

第4 監査委員の意見

新たな産業革命といわれるSociety 5.0時代を迎え、社会、産業、時代そのものが変革を求められていることは周知の事実であるが、本市においても、国が地域を指定するスーパーシティ構想に挑戦するなどデジタル化、スマート社会への取り組みを、令和2年7月豪雨災害からの復興の推進力にすべく歩みを進めている。

そういう本市も学校教育現場におけるICT環境は、近年、少なくとも先進的ではない状況にあり、ここにきて国のGIGAスクール構想によって現在のセットアップした状況に至っている。

さらに加速化するであろうAI時代に生きる子どもたちが、テクノロジーの活用を学ぶことが第一義的であるとしても、テクノロジーの進化によって、学習者である子ども達の選択肢が広がり、教育者主導の学びだけでなく、学習者主導の自発的、主体的な学びへとシフトしていくことも大きく期待される。

また、先のコロナ禍で地域格差、環境格差を経験したことを踏まえると、オンライン授業など学びの保障という点でもリカバリーを期す必要がある。

一方で、学問のかぎはAIにはない人間力であり、先生方に対しては、ICTの活用で出来た時間を、子どもたちとのコミュニケーションの時間の増幅に是非充てただけであれば、本質的な教育の意義は高まると考えるし、AI時代を生きる子ども達には、コラボレーションや共感性、創造性などのソーシャル・エモーショナルスキルが益々重要視されるといわれており、逆説的になってしまうが、それは人から人にしか伝えられないということを明確に示唆している。

時代を生き抜く若い世代をつくるのが教育の1つの使命であるとするなら、今回の環境整備は避けては通れないもので、科学的な知識や技術が先行する中でも、同時に、多様な文化を尊重する文明社会に生きるための、文化というものに根差す教育が施さなければ未来を描くことさえできないと感じている。

そういう意味では、本市を形成している歴史的、文化的な背景は有形無形の影響として我々自身をも形づくっていることや、人が時代と共に生きている以上、その時代が求める「知」を追及する事を課題として捉えることで、教条的ではない教育が本市で実践されていくこと、ひいては、あるべき社会を担う人材を輩出する健全な地域社会が持続していくことに大きな期待を寄せて見守っていきたい。

監査を実施した大畑小学校については、①端末の整備 ②管理・運用 ③通信・セキュリティ ④ICTの活用 ⑤研修・周知 ⑥組織・支援体制の主要な項目について、適切に対応されていることを確認した。

令和7年3月18日

監査委員 井上 祐太

監査委員 豊永 貞夫

3 財政援助団体監査報告

○人吉商工会議所監査について

第1 監査基準への準拠

本監査は、人吉市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項及び人吉市監査基準第2条第1項第3号に規定する財政援助団体等監査（補助金等交付団体監査）

第3 監査の対象

- (1) 団体の名称 人吉商工会議所
- (2) 所管課 経済部商工観光課

第4 監査日程

実施日時 令和6年11月22日（金）午前9時

実施場所 監査委員事務局 ※講評 11月28日（木）午前8時30分 監査委員事務局

第5 監査の範囲

令和5年度における小規模事業指導事業補助金、中心市街地活性化推進事業補助金、商店街活性化事業（空き店舗開業支援事業）補助金、民謡民舞九州地区大会補助金に係る出納、その他の事務の執行

第6 監査の方法

人吉市が人吉商工会議所へ交付した平成5年度補助金が、補助目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、所管課の補助金の交付事務が要項等に則り、適正かつ効率的に実施されているかどうかの主眼をおき、事前に提出を受けた関係書類を基本資料として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による審査等を行うとともに、必要に応じて関係者に聴取するなどの方法により監査を実施した。

第7 団体の概要

- 1 名称 人吉商工会議所
- 2 所在地 人吉市南泉田町3-3
- 3 設立 昭和22年1月
- 4 役員及び事務局体制 会頭1名 副会頭3名 専務理事（常勤）1名
事務局員 11名（事務局長を含む）
- 5 目的 市内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

6 事業

- (1) 商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- (2) 行政庁等の諮問に応じて答申すること。
- (3) 商工業に関する調査研究を行なうこと。
- (4) 商工業に関する情報及び資料を収集又は刊行を行なうこと。
- (5) 商品の品質又は数量、商工業者の事業の内容その他商工業に係る事項に関する証明、鑑定又は検査を行なうこと。
- (6) 輸出品の原産地証明を行なうこと。
- (7) 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
- (8) 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。
- (9) 商工業に関する技術及び技能の普及又は検定を行なうこと。
- (10) 博覧会、見本市等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行なうこと。
- (11) 商事取引に関する仲介又はあっせんを行なうこと。
- (12) 商事取引の紛争に関するあっせん、調停又は仲裁を行なうこと。
- (13) 商工業に関して、相談に応じ、又は指導を行なうこと。
- (14) 商工業に関して、商工業者の信用調査を行なうこと。
- (15) 商工業に関して、観光事業の改善発達を図ること。
- (16) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行なうこと。
- (17) 行政庁から委託を受けた事務を行なうこと。
- (18) 前各号に掲げるもののほか、本商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行なうこと。

7 会員数の推移

年 月 日	会員数	前年度比		
		入会数	退会数	
平成26年3月31日	1,223	▲ 8	33	41
平成27年3月31日	1,220	▲ 3	31	34
平成28年3月31日	1,216	▲ 4	31	35
平成29年3月31日	1,199	▲ 17	21	38
平成30年3月31日	1,185	▲ 14	19	33
令和01年3月31日	1,192	7	30	23
令和02年3月31日	1,167	▲ 25	21	46
令和03年3月31日	1,135	▲ 32	18	50
令和04年3月31日	1,130	▲ 5	34	39
令和05年3月31日	1,098	▲ 32	102	134
令和06年3月31日	1,077	▲ 21	24	45

第8 監査の対象とした補助金

I 小規模事業指導事業費補助金

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づき、商工会及び商工会議所がその機能を活用して、小規模事業者の経営基盤の充実を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として交付される。

(1) 補助金の概要

ア 補助対象事業等の内容

小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業の充実を図り、小規模事業者の振興に資するための経費を対象とし交付する。※以下、対象経費は、熊本県小規模指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付要項による。

補助対象
①職員設置費(俸給・手当など) ②指導事業費(旅費・事務費など)
③資源向上対策事業費(研修事業費など)
④経営指導推進費(経営・技術強化支援に要する経費など)
⑤小規模事業施策普及費(パンフレット、ポスター作成費など)
⑥指導施設建設費(施設の取得または修繕に要する経費など)
⑦情報ネットワーク化等推進事業費(端末機設置費など)
⑧指導環境推進費(人件費など)
⑨若手後継者等育成事業費(青年部、女性部活動推進費など)
⑩経営安定特別相談事業費(講習会出席に要する経費など)

イ 補助額

熊本県小規模指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付要項第3条に基づく経費

(2) 令和5年度 補助金交付額 10,051,000円

(3) 申請・決算内訳

■人吉商工会議所(小規模事業指導事業)への補助金等交付状況

予算年度	負担行為日	事業番号名称	款	項	目	節	摘要	支出命令済額	債権者名称
令和5年度	R5.4.1	商工業振興一般事業	7	1	2	18	小規模事業指導事業費補助(人吉市指令経商第1号)	10,051,000	人吉商工会議所 会頭 岩下博明

単位:円

収入		支出	
国補助金	45,874,805	人件費	60,176,262
市補助金	10,051,000	事業費	4,257,386
日商委託費	477,798	事務局費	1,808,766
手数料収入	2,727,010	旅費	466,198
雑収入	335,403	雑費	59,995
繰入金	7,845,300	その他	542,709
合計	67,311,316	合計	67,311,316

II 商店街活性化事業補助金（人吉 TMO 事業）

本市の商工業の振興を図り、併せて本市経済の健全な発展に寄与するため、本市中心市街地の商店街の整備、空き店舗の解消、又はイベント等の事業を実施する団体等に交付される。

（1）補助金の概要

ア 補助対象事業等の内容

補助対象 ①イベント事業 ②空き店舗活用事業 ③既設家屋改装等事業
④環境整備事業 ⑤新型コロナウイルス感染症商店街再起支援事業 ⑥その他市長が
適当と認めた事業

イ 補助額

補助対象経費から国又は地方公共団体等により交付される補助金等の額を差し引いた額とする。

（2）令和5年度 補助金交付額 2,762,488円

（3）申請内訳

■人吉商工会議所(商店街活性化事業)への補助金等交付状況

予算年度	負担行為日	事業番号名称	款	項	目	節	摘要	支出命令済額	債権者名称
令和5年度	R5.4.1	商工業振興一般事業	7	1	2	18	商店街活性化事業費補助(人吉市指令経商第2号)	1,000,000	人吉商工会議所 会頭 岩下 博明
令和5年度	R5.4.1	商工業振興一般事業	7	1	2	18	人吉市商店街活性化事業補助(空き店舗開業支援事業)人吉市指令経商第6号	300,000	人吉商工会議所(人吉TMO) 会頭 岩下 博明
令和5年度	R5.4.1	商工業振興一般事業	7	1	2	18	人吉市商店街活性化事業補助(空き店舗開業支援事業)人吉市指令経商第5号	112,500	人吉商工会議所(人吉TMO) 会頭 岩下 博明
令和5年度	R5.4.1	商工業振興一般事業	7	1	2	18	人吉市商店街活性化事業補助(空き店舗開業支援事業)人吉市指令経商第7号	210,000	人吉商工会議所(人吉TMO) 会頭 岩下 博明
令和5年度	R5.4.1	商工業振興一般事業	7	1	2	18	人吉市商店街活性化事業補助(空き店舗開業支援事業)人吉市指令経商第8号	299,988	人吉商工会議所(人吉TMO) 会頭 岩下 博明
令和5年度	R5.4.1	商工業振興一般事業	7	1	2	18	人吉市商店街活性化事業補助(空き店舗開業支援事業)人吉市指令経商第9号	300,000	人吉商工会議所(人吉TMO) 会頭 岩下 博明
令和5年度	R5.4.1	商工業振興一般事業	7	1	2	18	人吉市商店街活性化事業補助(空き店舗開業支援事業)人吉市指令経商第10号	120,000	人吉商工会議所(人吉TMO) 会頭 岩下 博明
令和5年度	R5.4.1	商工業振興一般事業	7	1	2	18	人吉市商店街活性化事業補助(空き店舗開業支援事業)人吉市指令経商第11号	300,000	人吉商工会議所(人吉TMO) 会頭 岩下 博明
令和5年度	R5.4.1	商工業振興一般事業	7	1	2	18	人吉市商店街活性化事業補助(空き店舗開業支援事業)人吉市指令経商第13号	120,000	人吉商工会議所(人吉TMO) 会頭 岩下 博明
合計								2,762,488	

(参考) 人吉市商店街活性化事業補助金メニュー

例規抜粋

対象事業名	補助対象者	対象事業の内容	対象費目	補助金額	補助回数
イベント事業	補助対象団体	補助対象団体が中心市街地において行うイベント事業で市長が適当と認めたもの	謝礼金、人件費、消耗品費、借上料、委託料等	補助対象経費の3分の2以内で、30万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。	同一団体に対しては、同一会計年度に1回限りとし、同一イベントに対しては5か年度を限度とする。
空き店舗活用事業	補助対象団体	家屋の外観を修景し、休憩所、ギャラリー又は展示場等として活用する事業	修景費及び改装費	補助対象経費の3分の2以内で30万円を限度とする。ただし、補助対象団体自らが実施する事業は、補助対象経費の3分の1以内で100万円を限度とする。	同一事業経営者につき1回に限り交付する。ただし、補助対象団体自らが実施する事業は、同一空き店舗について1回限り交付する。
既設家屋改装等事業	商店街振興組合等・TMO	既設家屋の外観を修景する事業	修景費及び改装費	補助対象経費の3分の2以内で、20万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。	同一事業経営者につきいずれか1回に限り交付する。
		既設家屋の外観を修景し、かつ、その一部を休憩所、ギャラリー等立寄施設に改装する事業		補助対象経費の3分の2以内で、30万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。	
商店街路灯等電気料補助事業	令和2年7月豪雨災害の影響で、事業者の2割以上が移転・休業・廃業等したことにより、電気料の支払が困難となった商店街振興組合等	令和2年7月豪雨災害の影響により電気料の支払が困難となった商店街振興組合等が管理している街路灯及び防犯灯の電気料を補助する事業	電気料	街路灯1基につき、商店街振興組合等が負担すべき電気料の2分の1以内。ただし、1会計年度につき1団体当たり12,000円を限度とし、予算の範囲内で交付する。	令和2年度及び令和3年度の特例措置として、同一団体に対し、同一年度に1回に限り交付する。
商店街リノベーション支援事業	商店街振興組合等	商店街の機能強化や総合的な満足度上昇につながるための環境整備事業	整備費及び設置費等	補助対象経費の3分の2以内で、200万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。	同一団体に対し、同一会計年度に1回限りとする。

新型コロナウイルス感染症商店街再起支援事業	商店街振興組合等	新型コロナウイルス感染症から商店街のにぎわいの回復を図るための事業	消耗品費、備品購入費、人件費、イベント開催費等	100万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。	同一団体に対し、同一会計年度に1回限りとする。
その他市長が適当と認めた事業	商店街振興組合等・TMO	市長が別に定める。			

Ⅲ 民謡民舞九州地区大会補助金

民謡民舞とは、私たちのふるさとの自然や風土、歴史や生活の中で唄い・踊りつがれてきた伝統芸能であり、本大会は、この民謡民舞を伝承普及し、あわせて優秀技術の芸能保存と豊かな情操の涵養を図ることを目的とし開催されている。平成13年度第3回大会から令和5年度大会まで、23年の長きにわたり大会運営費として助成を行っている。

(1) 補助金の概要

ア 補助対象事業等の内容

標記のとおり

イ 補助額

人吉市補助金等交付要項第4条に規定する補助対象経費とする。

(2) 令和5年度 補助金交付額 855,000円

(3) 申請内訳

予算年度	負担行為日	事業番号名称	款 項 目 節	摘要	支出命令済額	債権者名称
令和5年度	R5.4.1	観光振興一般事業	7 1 3 18	民謡民舞九州地区大会補助金として人吉市補助金交付規則第5条第1項ただし書を適用し、一括交付する。	855,000	民謡民舞九州地区大会 大会特別委員長 岩下 博明

(4) 大会概要

平成11年より人吉市で開催されており、総合優勝者と次者の若干名が全国大会へ出場できる。日本民謡協会九州地区大会実行委員会、人吉商工会議所、公益財団法人日本民謡協会の共催で開催し、九州各地より延べ550名程が参加。大会期間中は物産振興協会による物産の販売も行われた。

- ・開催日 令和5年9月2日（土）から3日（日）（2日間）
- ・場所 人吉スポーツパレス
- ・後援 人吉市・一般社団法人人吉温泉観光協会・熊本県・人吉市教育委員会
- ・大会出場者 延べ550名
- ・大会予算 5,086千円（うち人吉市補助金 855千円）

第9 監査結果

【所見】

(1) 経済部商工観光課

○補助金の対象経費について

補助金の交付対象となる経費は、いずれも市内商工業の振興・発展に寄与する経費であり、対象経費等については、熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付要項、人吉市商店街活性化事業補助金交付要項、人吉市補助金等交付要項において、具体的に明記してあることから、特に問題はないと判断する。所管課の補助金交付事務については、今後も引き続き、人吉市補助金等交付要項及び交付規則に従い、適切な事務処理に努めていかれたい。

(2) 人吉商工会議所

○実務面（財務処理）

監査対象課等から提出された監査資料、監査書類帳簿等をもとに、事務や事業が法令等に従って適正に行われているかという観点のもとより、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し実施した。監査の結果は、法令等に基づき適正に執行・処理されているものと認め、特に指摘する事項はなかった。

○事業運営

人吉商工会議所は、商工会議所法に基づき設立された、市内商工業事業者の経営改善や地域発展のための活動を行う非営利の公的団体である。

昨今、会員数は減少しているものの、様々な事業、取り組みが行われており、今回の監査対象とした小規模事業指導事業、商店街活性化事業（空き店舗開業支援）に係る人吉市からの補助金についても、適切な事務処理はいうまでもなく、その事業効果は大きいものがある。

近年、人吉市の商工業を取り巻く環境は、人口減少と高齢化の進行による購買力の低下、また、中心市街地においては郊外店の進出に加え、長引くコロナ禍による影響、令和2年7月の豪雨災害により、これまでにない厳しい状況にあり、個々の事業者は相当に疲弊していると思われる。

その一方で新たに起業を目指す事業者もあり、人吉商工会議所はこのような事業者を支援するという大きな役割を担っており、事業者にとって、会議所は、唯一ともいえる指導助言を受けることができる拠り所であり、その存在は非常に大きなものである。

新型コロナウイルス感染症の発生による人流の抑制、令和2年7月豪雨災害において壊滅的な被害を受けた中心市街地の復興など課題山積のなかでも、いかにして会員事業者の満足度を高めていくかという“会議所の使命”が不変であることはいうまでもない。今後、国や県、人吉市、金融機関と密に連携を取りながら、様々な情報を収集し、会員事業者の発展のために、個々に応じた適切な指導助言が出来るよう尽力していただくことを切望する。

○人吉温泉観光協会監査について

第1 監査基準への準拠

本監査は、人吉市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項及び人吉市監査基準第2条第1項第3号に規定する財政援助団体等監査（補助金等交付団体監査）

第3 監査の対象

- (1) 団体の名称 一般社団法人 人吉温泉観光協会
- (2) 所管課 経済部商工観光課

第4 監査日程

実施日時 令和6年11月22日（金）午前9時

実施場所 監査委員事務局 ※講評 11月28日（木）午前8時30分 監査委員事務局

第5 監査の範囲

令和5年度における人吉温泉観光協会補助金及び物価等高騰対策事業（宿泊支援事業補助金）に係る出納、その他の事務の執行

第6 監査の方法

人吉市が人吉温泉観光協会へ交付した平成5年度補助金が、補助目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、所管課の補助金の交付事務が要項等に則り、適正かつ効率的に実施されているかどうかを主眼をおき、事前に提出を受けた関係書類を基本資料として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による審査等を行うとともに、必要に応じて関係者に聴取するなどの方法により監査を実施した。

第7 団体の概要

- 1 名称 一般社団法人 人吉温泉観光協会
- 2 所在地 人吉市中青井町326番地1（JR九州人吉駅構内）
- 3 設立 平成22年7月2日
- 4 役員及び職員体制 代表理事1人 副代表理事3人 専務理事1人
職員 15人（事務局、MOZOCA、観光案内所）
- 5 目的 人吉球磨地域における観光振興とコンベンションの誘致を図り、もって地域経済の活性化、文化の向上及び国際・国内観光の人的交流による相互理解の増進に資することを目的とする。
- 6 事業
 - (1) 観光客の誘致及び受入に関すること。

- (2) コンベンションの誘致に関すること。
- (3) 観光事業に関する広報宣伝及び情報の発信に関すること。
- (4) 観光事業に係る調査、企画及び開発に関すること。
- (5) 観光事業に係る人材の育成及び啓発に関すること。
- (6) 観光資源の開発及び活用に関すること。
- (7) 郷土芸能文化の育成に関すること。
- (8) 地方公共団体等が管理運営する観光施設の経営、受託運営に関すること。
- (9) 観光開発の印刷物の刊行、頒布、情報のデータ化に関すること。
- (10) 会員間の相互交流、周辺地域及び観光関連機関との連携に関すること。
- (11) 旅行サービス手配業（ランドオペレーター業）に関すること。
- (12) その他当法人の目的達成に必要な事業に関すること。

7 会員数の推移

年 月 日	会員数	前年度比	内訳		
			資格停止	入会数	退会数
平成26年3月31日	204				
平成27年3月31日	199	▲ 5	5	6	6
平成28年3月31日	199	0	2	7	5
平成29年3月31日	196	▲ 3	7	7	3
平成30年3月31日	206	10	▲ 2	11	3
令和01年3月31日	211	5	▲ 1	9	5
令和02年3月31日	202	▲ 9	4	4	9
令和03年3月31日	204	2	▲ 1	6	5
令和04年3月31日	206	2	▲ 3	6	7
令和05年3月31日	205	▲ 1	8	11	4
令和06年3月31日	206	1	▲ 2	5	6

※2年以上会費が未納となっている者は、資格停止となるため、会員数には含まれない。

第8 監査の対象とした補助金

I 人吉温泉観光協会補助金

本市の観光振興ならびに地域産業の育成および活性化を図るため、人吉温泉観光協会が実施する事務・事業に対し交付される。

(1) 補助金の概要

ア 補助対象経費の内容

人吉温泉観光協会補助金交付要項第3条の規定に基づく。

補助対象

- ① 職員の給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当
社会保険料及び労働保険料
- ② 派遣職員の通勤手当、勤勉手当及び共済組合負担金
- ③ その他市長が適当と認めたもの

イ 補助額

人吉市温泉観光協会補助金交付要項第4条に規定する額とする。

(2) 令和5年度 補助金交付額 10,579,000円

(3) 補助額内訳

申請内訳

項目	金額
1 給与(賞与含む)	8,831,200
2 社会保険料	1,472,590
3 雇用保険料	75,065
4 労働保険料	26,494
5 児童手当拠出金	30,026
6 退職金掛金	144,000
合計	10,579,375

※補助金申請書の添付資料から転記

II 物価等高騰対策事業に伴う宿泊支援事業補助金

コロナ禍が終息したものの、他地域と比べて観光客が戻っていない状況を打破するため、宿泊割引と市内でのアクティビティ(球磨川くんだり等)に活用できる割引を実施する。(繁忙期を除く)

(1) 補助金の概要

ア 補助対象事業等の内容

宿泊料金 (一人一泊・税込)	12,000円以上	5,000円以上 12,000円未満	3,000円以上 5,000円未満	3,000円未満
割引額	5,000円	2,500円	1,000円	対象外
アクティビティクーポン	1,000円			

イ 補助額

➡熊本県の全国旅行支援「くまもと再発見の旅」G o T o代替の旅行割引(くまもと行くモン旅割・熊本県民割)の基準による

(2) 令和5年度 補助金交付額 22,000,000円

単位:円

収入		支出	
国補助金	10,000,000	事業費	20,000,000
市補助金	12,000,000	事務費	2,000,000
合計	22,000,000	合計	22,000,000

★国庫補助金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

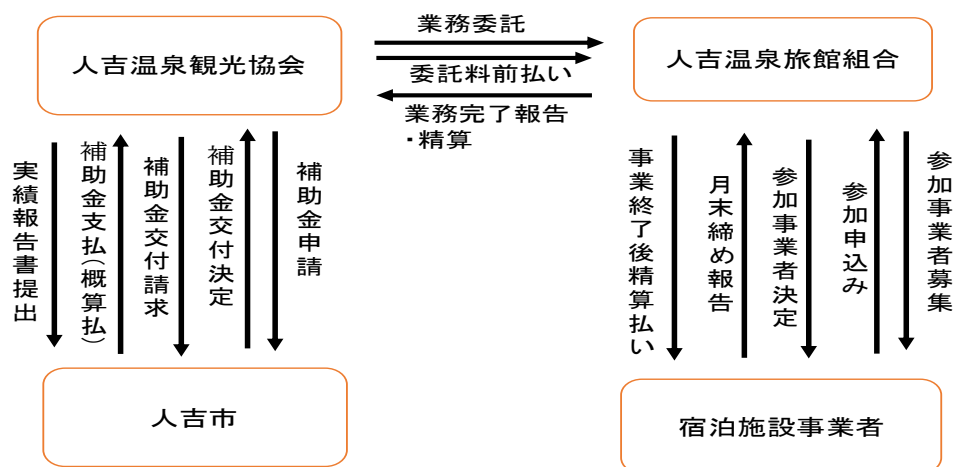
(3) 申請内訳

- ① 期間 令和6年4月1日(月)～令和6年6月30日(日)
 ※GW期間〔4/27(土)～5/6(月)〕は除外・予算がなくなり次第終了

② 対象宿泊施設事業者

1	いわくらの杜 石庭	12	ゲストハウスHEART
2	清流山水花あゆの里	13	シンプルスリープ
3	人吉温泉 しらさぎ荘	14	ステーションビジネスホテル天守閣
4	人吉温泉 鍋屋	15	素泊まりの宿 誠屋
5	人吉旅館	16	セントラルホテル
6	ホテルサン人吉	17	ビジネスホテル 蔵
7	ホテル華の荘リゾート	18	ビジネスホテル 人吉
8	丸恵本館	19	ビジネスホテル ひのき屋
9	芳野旅館	20	人吉温泉 おおがの宿
10	旅館 翠嵐楼	21	ひまわり亭
11	ゲストハウスCITY	22	湯の宿 さ蔵

③ 補助金の流れ



④ 人吉温泉旅館組合

組合長 堀尾 謙次朗 (株式会社人吉旅館 代表取締役社長)

組合加盟宿泊施設 ホテル朝陽館、国際観光旅館 鍋屋本館、清流山水花 あゆの里、芳野旅館、人吉旅館、丸恵本館、ホテル サン人吉、旅館 翠嵐楼

⑤ 人吉温泉旅館組合へ業務委託

委託期間 契約締結日から令和6年12月27日まで

事業期間 令和6年4月1日～令和6年6月30日 (※予算終了まで)

第9 監査結果

【所見】

(1) 経済部商工観光課

○補助金の対象経費について

補助金の交付対象となる経費は、いずれも市内の観光振興・発展に寄与する経費であり、対象経費等については、人吉市温泉観光協会補助金交付要項、人吉市補助金等交付要項において、具体的に明記してあることから、特に問題はないと判断する。所管課の補助金交付事務については、今後も引き続き、人吉市補助金交付要項及び交付規則に従い、適切な事務処理に努めていかれたい。

(2) 人吉温泉観光協会

○実務面（財務処理）

監査対象課等から提出された監査資料、監査書類帳簿等をもとに、事務や事業が法令等に従って適正に行われているかという観点はもとより、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し実施した。監査の結果は、法令等に基づき適正に執行・処理されているものと認め、特に指摘する事項はなかった。

○事業運営

人吉温泉観光協会は、平成元年6月に人吉観光協会が民間主導の人吉温泉観光協会へ移行、その後、平成22年7月に一般社団法人人吉温泉観光協会として事業を実施してきたところである。正会員は、法人の目的に賛同して入会した個人又は団体であり、直近の会員数は206社（うち賛助会員4社）である。

主な事業は、観光に関する調査研究・情報収集及び広報、イベントの開催・連携、観光施設等の管理運営、観光資源の保全及び開発、観光宣伝及び観光客の誘致、土産品の宣伝及び開発奨励、及び人吉市の観光行政への協力等である。

数年来、新型コロナウイルス感染症の発症による人流の抑制、令和2年7月豪雨災害における観光施設の被害などにより、本市観光行政は停滞していたが、国のコロナの終息宣言もあり、緩やかではあるが、観光入込客数もコロナ、豪雨災害前と比較し7割程度まで戻りつつある。

現在、市は、通常の観光施設に加え、防災減災をテーマにした観光戦略を官民一体となって推し進めることとしており、その対策の一環として、人吉球磨防災学習プログラムを当協会が実施、学生の学習旅行、各種団体の視察研修旅行を計画、効果をあげている。また、更なる誘客を図るため、今回の監査対象となった、「アクティビティクーポン付き宿泊支援事業」に積極的に取り組むなど、観光人吉復活の旗頭にもなっている。

今後、国や県、人吉市、関係機関と密に連携を取りながら、様々な情報を収集し、会員事業者の発展のために、個々に応じた適切な指導助言が出来るよう尽力していただくことを切望する。